

第19回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年12月20日(金) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 欠席 農業委員 出席 6名 欠席 3名
○1番 藤原 健祐 ○2番 田村 和弘
×3番 森田 有紀 ×4番 氏原 延
○5番 田村 公史 ○6番 澤村 重隆
×7番 横畠 悦子 ○8番 藤田 省三
○9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 11名 欠席 2名
×田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 営幸
○森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二
○伊藤 洋章 ×田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条に関する件
第2号議案 農地法第4条に関する件
第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
第5 そ の 他
第6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻となりましたので、これより第１９回農業委員会定例総会を開催します。

本日は３番森田有紀委員、４番氏原 延委員、７番横畠悦子委員、農地利用最適化推進委員の田村幸生委員、田村泰富委員から欠席の連絡が入っています。定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第２．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、６番澤村重隆委員と、８番藤田省三委員を指名します。

つづきまして、日程第３．報告に移ります。事務局より報告を願います。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第３．報告事項につきて、報告します。

報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきては、１０日に農地中間管理事業への対応に関する意見交換会が高知共済会館において実施され、事務局から前田係長が参加しました。こちらに関しましては、来年４月から改正される利用権設定につきて、現在作業部会で話し合われている手続の流れや窓口での手続の仕方などについての説明を受けました。

１１日から１３日には、地域計画に関する意見聴取が役場において開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、先月の総会で皆様に見ていただいた航空写真を、多面的機能支払制度の１３組織の中間面談の際に、各組織の代表に見ていただき、地域計画の説明をした上で、各組織に情報提供の依頼をしました。

１８日には、農業委員会活動評価検討会が佐川町役場において開催され、会長と事務局から私、藤本と前田係長が参加しました。こちらに関しましては、農業委員会の役割として期待されている「優良農地の確保と有効利用」、及び「担い手の確保・育成」を重点的かつ効率的に展開していくために、農業会議が学識経験者等第三者と共に、農業委員会に対してより濃密な助言・協力をを行い、活動をより活性化するための取り組みを支援するもので、佐川町は１０年以上ぶりに検討会の対象となりました。検討会の委員である高知大学の緒方教授からは、佐川町独自様式である活動記録簿の取り組みに対し、高い評価をいただきました。また、１月から３月の総会では院生と一緒に総会の傍聴をされる予定です。

１９日には、第９回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、関係機関の予定などについて話し合いました。

20日が、本日の総会となっています。

また、今後の予定としましては、26日に、佐川町役場において、青年等就農計画のフォローアップが開催され、事務局から前田係長が出席する予定です。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡。

解約事由が借受人変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年11月30日です。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書1件について報告します。

相続人が[]さん。

土地の所在が、[]番 外5筆。

地目が田が4筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。

届出日は、令和6年11月28日で、届出事由は相続です。

つづきまして、報告事項4. 時効取得1件について報告します。

登記義務者が、[]さん。登記権利者が、[]さん。

土地の所在が、[]番。

地目が田で、面積が[]㎡。

受付日が令和6年11月13日で、登記の目的は所有権移転、登記原因日は平成10年7月7日です。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件について説明します。なお、全て行政書士の[]さんが代理人となっています。

28番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番。地目は畑で、面積が[]㎡。

申請の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は5万円。反当たりになると、約64,200円になります。

29番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番5 外2筆。地目は畑で合計面積が[]m²。

申請の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は全部で5万円。反当たりになると、約67,800円になります。

30番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。地目は田で、面積が[]m²。

申請の内容は、贈与による所有権移転です。

31番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外1筆。地目は田で、合計面積が[]

[]m²。申請の内容は、贈与による所有権移転です。

32番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。

土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]m²。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は100万円。反当たりになると、約516,500円となります。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・・・ 確認委員である氏原委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

29番は、申請地は[]で、[]から半径約[]m以内の所にあります。現在は[]と[]は草刈り後、[]は雑種地状態で、許可後は露地で野菜を栽培予定です。譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案については申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請人が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。

地目が畑で、面積が■■■■㎡の内■■■■㎡。

転用目的は墓地で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。

行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第3号議案 佐川町農用地利用集積計画（12月分）9件につきまして説明します。なお、全て使用貸借権の設定となっています。

19番が、貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■ 外2筆。現況地目は田で、合計面積が■■■■㎡。再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間です。

20番が、貸し手が■■■■ 共有名義の代表者である、■■■■。借り手が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。現況地目は畑で、面積が■■■■㎡。再設定で、作付け予定は野菜。設定期間が令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

21番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は20番と同じです。

22番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和7年1月1日から令和17年3月31日までの10年3ヶ月間です。

23番が、貸し手が[]の相続人代表である、[]さん。土地の所在が、[]番 外3筆。現況地目は畑で、合計面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は22番と同じです。

24番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は22番と同じです。

25番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は22番と同じです。

26番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は22番と同じです。

27番が、貸し手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]㎡。その他、借り手や作付予定、設定期間は22番と同じです。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・・・ 確認委員である氏原委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

19番は、申請地は[]集落で、[]から北へ約[]mの所にあります。現在は稲刈り後の状態で、公告後は水稻を栽培予定です。借受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。

農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。報告は以上です。

藤本局長・・・・・・・・ 確認委員である氏原委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

26番は、申請地は■■■■集落で、■■■■から■■■■mの所にあります。現在は稲刈り後の状態です。その他の情報は他の委員さんからの報告と同じため、省略させていただきます。以上のことから、問題なしと判断しました。報告は以上です。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第3号議案につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・ その他について、3点ほどお伝えいたします。

まず1点目としまして、令和6年度一筆調査結果についてです。

現在、皆さんから返ってきた調査結果を農家台帳システムへ入力中ですが、遊休農地は入力が終了しましたので、入力結果を議案書に記載しています。利用意向調査については1月に発送予定です。

2点目は一筆調査の報酬の支払いについてです。一筆調査終了後に提出していただいた業務記録簿から、皆様それぞれの調査時間を合計し、毎年一度にお支払いしていましたが、今年はタブレットと紙の併用によっては軒並み調査時間が増加したことにより、予算オーバーとなってしまいました。そのため、まずは7月から8月に調査した分の報酬を12月10日に振り込ませていただきました。9月に調査した分の報酬につきましては、3月の定例議会で補正をした後での支払とさせていただきますので、ご了承ください。

3点目は貸付希望の申出についてです。11月29日に窓口に来庁され申出がありました。農地は■■■■地区にあり、■■■筆、■■■程あります。貸付希望期間と条件は、特に言われておりませんでした。■■■■地区の委員さんだけではなく、全委員さんをお願いしたいのですが、借りてくれる人がいれば事務局までご連絡ください。

私からは以上です。

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第１９回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、１月２３日 木曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行いますのでご注意ください。